

ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について

輸入注意事項 19 第 4 号 (19. 3. 6)

最終改正：平成 29 年 8 月 10 日付け・輸入注意事項 29 第 9 号

平成 19 年 3 月 5 日付け経済産業省告示第 49 号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記 1（1）に掲げるワシントン条約動植物及びその派生物の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第 4 条第 1 項第 2 号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成 19 年 4 月 1 日以降は、下記により行います。

記

1 輸入承認申請の対象

(1) 対象品目

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）附属書 I に掲げる種に属する動物（まっこう鯨、つち鯨、みんく鯨（*Balaenoptera acutorostrata* 及び *Balaenoptera bonaerensis*）、いわし鯨、にたり鯨、ながす鯨及びカワゴンドウを除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及びこれらの卵、種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（ワシントン条約の附属書により条約が適用される品目に限る。以下「ワシントン条約動植物及びその派生物」という。）

(2) 対象となる輸入

- ① 平成 11 年 2 月 1 日付け輸入注意事項第 11 第 1 号「ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について」に定めた別紙様式「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書」（以下「輸入許可書」という。）の発行が必要となるワシントン条約動植物及びその派生物を輸入する場合
- ② ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域のワシントン条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局（以下「管理当局等」という。）から条約適用前取得のものである旨を証明する書類（ワシントン条約第 7 条第 2 項に基づき発行されたものに限る。以下「条約適用前取得証明書」という。）の発行を受けている場合
- ③ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当局等から輸出許可書又は再輸出証明書（ワシントン条約第 7 条第 4 項に基づき発行されたものに限る。以下「輸出許可書等」という。）の発行を受けている場合
- ④ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当局等から当該動植物が繁殖させたもの（動物にあつては飼育下で繁殖させたもの、また、植物にあつては人工的に繁殖させたもの）である旨を証明する書類（ワシントン条約第 7 条第 5 項に基づき発行されたものに限る。以下「繁殖証明書」という。）の発行を

受けている場合

- ⑤ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当局等から移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会を構成する動植物等の移動のための証明書（ワシントン条約第7条第7項に基づき発行されたものに限る。以下「移動展示証明書」という。）の発行を受けている場合

(注)

1. 上記①の場合、輸入承認申請を行おうとする者は、輸出する国又は地域に対して、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がW、F、C、A又はRであることを確認し、また、当該国又は地域（記号がC及びAの場合には、当該国又は地域の管理当局等）がワシントン条約第3条の手続きのために輸入許可書の発行を求めていることを確認すること。
2. 上記②は、条約適用前取得証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がOである場合に限る。
3. 上記③は、輸出許可書等に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がDである場合に限る。
4. 上記④は、繁殖証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がC又はAである場合に限る。（上記①の場合を除く。）
5. 上記⑤は、移動展示証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がO、C又はAであり、かつ、輸出の目的を示す記号がQ（サーカス及び移動展示）である場合に限る。（上記①、②及び④の場合を除く。）

記号	出所の区分
W	野生から取得した動植物及びその派生物
F	飼育により繁殖させた動物（記号「C」の区分に該当しないもの）及びその派生物
D	決議12.10に従い登録された事業により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物（商業目的で繁殖させたもの）及びその派生物
C	飼育により繁殖させた動物（決議10.16において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすもの）及びその派生物
A	人工的に繁殖させた植物（非商業目的で繁殖させたもの）及びその派生物
R	ランチング事業から生まれた動物及びその派生物
O	条約適用前に取得された動植物及びその派生物

2 書面申請手続

(1) 申請書の提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室

(2) 申請書の提出部数

輸入承認・割当申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T-2010） 原本2通

(3) 申請書の提出単位について

- ① 1の(2)の①の申請の場合は、必要とされる輸入許可書ごとに申請書を提出するものとする。
- ② 1の(2)の②から⑤の申請の場合には、発行された条約適用前取得証明書、輸出許可書等、繁殖証明書、移動展示証明書ごとに申請書を提出するものとする。

(4) 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

(5) 添付書類

① 1の(2)の①の輸入の場合

- ア 輸入契約書又は輸入契約を証するに足る書類（英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。）のいずれかの写し 1通
- イ 輸入承認申請説明書（別紙様式1） 原本1通
- ウ 学術研究用として使用する者が発行した学術研究用である旨の誓約書（別紙様式2） 原本2通
- エ 輸入許可書2通（注）

（注）ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について（輸入注意事項11第1号）に定める書類とする。

② 1の(2)の②から⑤の輸入の場合

- ア 輸入契約書又は輸入契約を証するに足る書類（英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。）のいずれかの写し1通
- イ 輸入承認申請説明書（別紙様式1） 原本1通
- ウ 申請に係る貨物を輸出する国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書（ただし、アフリカゾウ又はアジアゾウの牙又はその加工品を輸入する場合には、ワシントン条約が発効した日より前に当該貨物が取得されたものであることが明らかに証明されたものでなければならない。）、輸出許可書等、繁殖証明書又は移動展示証明書の原本の写し2通
- エ 1の(2)の④の輸入の場合にあっては、共同保護計画に関する合意書の原本及び写し1通
- オ 1の(2)の⑤の輸入の場合にあっては以下の書類
 - a) 移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容を説明する書類（別紙様式6）及びサーカス等の開催内容に関するパンフレット等各2通
 - b) 移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の主催者から委託を受けた者にあっては、委託を受けていることを証する書類の原本及び写し2通
 - c) 生きているものを輸入しようとする者にあっては、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していることを説明する書類（様式任意）（図面及び写真を含む。また、当該設備について法令（地方自治体の条例を含む。）上許可等が必要な場合には、当該許可等を得ていることを証する書類を添付すること。） 1通

- ③ 1の(2)の①、②及び④の輸入の場合であって、生きているものを輸入しようとする者にあつては、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していることを説明する書類(様式任意)(図面及び写真を含む。)1通(ただし、1の(2)の①に該当するものにあつては2通)
- ④ 1の(2)の①から⑤のいずれかに該当する場合であつて、アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)施行令別表第1の表1及び別表第2の表1に掲げる種で同法第6条第2項第3号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品(以下「個体等」という。)を輸入しようとする場合にあつては、学術研究又は繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書の写し1通
- ⑤ 1の(2)の①及び④に該当する場合であつて、申請者本人(別紙様式2において委託された者を含む。)以外の者が当該貨物に係る輸入申請手続を行う場合にあつては、輸入申請手続代行証明書(別紙様式5)1通
- ⑥ 必要があると認めるときは、②のウの書類の原本の提示を求めることがある。
- ⑦ 特に必要があると認めるときは、上記以外の書類等の提出を求めることがある。
- ⑧ 提出書類は、原則として返還しない。

3 輸入承認基準

- (1) 当該輸入承認申請が2に従って行われたものであることを確認の上、我が国としてワシントン条約を誠実に履行する観点から審査を行い、その結果適当な輸入であると認められる場合に承認を行うものとする。ただし、輸入公表三の9の(4)のイ及びロに掲げる国又は地域以外の国又は地域からの輸入については、原則として承認を行わない。
- (2) 1の(2)の①に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、次の条件が満たされた場合に認められる。
 - ① 輸入しようとする種の養殖、繁殖及び生態等に関する研究並びにその他の生物学的研究等の学術研究に使用するために輸入する場合(当該研究を行うに十分な能力を有する研究者又は研究機関等の申請であつて、その研究実績や研究計画書から学術研究目的が顕著であると認められる場合に限る。)
 - ② 下表の左欄に掲げる種の区分ごとに、右欄に掲げる担当省庁から、当該輸入が輸入に係る種の存続を脅かす目的でないと言明された場合
 - ③ 生きているものの場合には、下表の左欄に掲げる種の区分ごとに、右欄に掲げる担当省庁から、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していると認められた場合

ワシントン条約の附属書による区分		担当省庁
動物界	①哺乳綱(食肉目(イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限	環境省自然環境局野生生物課

	る。)、クジラ目及びジュゴン目を除く。) ②鳥綱 ③爬虫綱 (ウミガメ科及びオサガメ科を除く。) ④両生綱 ⑤節足動物門 ⑥環形動物門	
	①哺乳綱中の食肉目 (イタチ科ラッコ属、アシカ科、セイウチ科及びアザラシ科に限る。)、クジラ目及びジュゴン目 ②爬虫綱中のウミガメ科及びオサガメ科 ③板鰓綱 ④条鰭綱 ⑤肉鰭綱 ⑥棘皮動物門 ⑦軟体動物門 ⑧刺胞動物門	農林水産省水産庁増殖推進部 漁場資源課生態系保全室
植物界	草本類	農林水産省生産局農産部 園芸作物課
	木本類	農林水産省林野庁森林整備部 研究・保全課

(3) 1の(2)の④に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、非商業目的で繁殖させた場合であって、各々の寄付、交換又は貸与が利潤のためではなく、輸入しようとする種の一以上の生息国の参加又は支援を受けて行われる共同保護計画による場合に認められる。

(4) 1の(2)の⑤に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、ワシントン条約動物及びその派生物を我が国へ輸入通関した日から再輸出されるまでの期間が3年を超えない場合に認められる。

4 輸入承認申請書の記載要領

(1) 申請書の「1 関税率表の番号等」の欄には、当該輸入承認を申請しようとする品目に該当する関税率表(関税定率法(明治43年法律第54号)の別表の関税率表をいう。)の「番号」欄に掲げる4けた又は6けたの項数又は号数を記載する。

(2) 申請書の「2 商品名」の欄には、輸入しようとする貨物の具体的な名称を記載するとともに、輸入しようとする貨物に係るワシントン条約附属書Iに掲げる種に属する動物又は植物の学術名を記載する。

(3) 申請書の「3 型及び銘柄」の欄には、輸出する国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出許可書等、繁殖証明書又は移動展示証明書等に従って、輸入しようとするワシントン条約動物及びその派生物の出所の区分に対応する1の

(注) の表の記号を記載する。

- (4) 申請書の「4 原産地」の欄には、輸出する国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出許可書等、繁殖証明書又は移動展示証明書等に従って、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の原産地を国・地域名により記載する。
- (5) 申請書の「数量及び単位（金額）」の欄に記載する数量単位は、商慣習上の取引単位（例えば、頭、匹、羽、株、本又は個等）によるものとする。
- (6) 申請書の「総額（US \$）」の欄は、記載を要しない。
- (7) 上記以外の欄に係る申請書の記載に当たっては、平成10年3月4日付け輸入注意事項10第36号（輸入（承認・割当）申請書（T-2010）の記載要領及びその取扱い等について）に従うものとする。

5 その他の事項

- (1) 輸入承認を受けた者は、輸入通関に際し、輸出した国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出許可書等（以下、ワシントン条約第3条に基づき発行された輸出許可書及び再輸出証明書を含む。）、繁殖証明書又は移動展示証明書の原本を税関に提出しなければならない。
- (2) 輸入承認を受けた者（動物の生体を輸入する者及び1の（2）の⑤により輸入する者に限る）は、輸入通関後2週間以内に輸入状況報告書（別紙様式3）を野生動植物貿易審査室に提出しなければならない。
- (3) 輸入承認を受けた者は、当該輸入承認証を使用しなかった場合には、野生動植物貿易審査室に輸入承認証の原本を速やかに返却しなければならない。
- (4) 1の（2）の①に該当する場合
 - ① 輸入承認を受けて輸入したワシントン条約動植物及びその派生物は、学術研究用以外に使用してはならない。
 - ② 使用者から委託されて輸入承認を受けた者は、輸入通関をした貨物を引き渡したときから2週間以内に引渡報告書（別紙様式4）を野生動植物貿易審査室に提出しなければならない。
 - ③ 輸入許可書の発行を受けた者は、輸入通関に際し、当該輸入許可書の原本を、輸出した国又は地域の管理当局等が発行した輸出許可書等の原本に添付し、税関に提出すること。
- (5) 1の（2）の④に該当する場合
使用者から委託されて輸入承認を受けた者は、輸入通関をした貨物を引き渡したときから2週間以内に引渡報告書（別紙様式4）を野生動植物貿易審査室に提出しなければならない。
- (6) 2の（5）の②のウに基づき提出された書類については、必要があると認めるときは、当該貨物の原産国・地域若しくは当該書類を発行した国・地域の管理当局等又はワシントン条約事務局に確認を行う。
- (7) 虚偽の内容のある書類を提出した者及び（2）の輸入状況報告書又は（4）の②の引渡報告書を提出しなかった者並びに（4）の①に違反した者に対しては、次回から

承認を行わないことがある。

(8) 1の(2)の⑤により輸入する場合であって、申請の際に提出した移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容を説明する書類(別紙様式6)に記載された事項を変更する場合には、以下により内容変更を行わなければならない。

① 提出書類

- イ) 内容変更承認申請書(別紙様式7) 2通
- ロ) 当該内容変更に係る理由書(A4判、様式任意) 1通
- ハ) 内容変更を行おうとする輸入承認証の原本及び写し各1通
- ニ) 内容変更を立証する書類1通
- ホ) その他必要がある場合には、イ)～ニ)に掲げる書類以外の書類

② 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室

(9) 1の(2)の⑤によりワシントン条約動植物の生体を輸入通関した場合であって、以下の条件を満たす場合には、3の(4)の規定にかかわらず、我が国へ輸入通関した日から再輸出されるまでの期間を6年を超えない日まで延長することができる。

- ① 当該標本が再輸出されるまでの期間を延長することについて、輸出国の管理当局等の同意が得られていること
- ② 当該標本が輸入者によって適切に管理されていること

(10) (9)の延長を行う場合は、申請の際に提出した移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容を説明する書類(別紙様式6)に記載された再輸出予定日について、以下により内容変更を行わなければならない。

① 延長申請の時期

変更前の再輸出予定日の12月前の日から申請を行うことができる。

② 提出書類

- イ) 内容変更承認申請書(別紙様式7) 2通
- ロ) 当該内容変更に係る理由書(A4判、様式任意) 1通
- ハ) 内容変更を行おうとする輸入承認証の原本及び写し各1通
- ニ) 内容変更を立証する書類1通
- ホ) 当該標本を輸出した国又は地域の管理当局等が発行した、当該標本が再輸出されるまでの期間を延長することに関する同意書
- ヘ) 当該標本が適切に管理されていることを証する書類
- ト) その他必要がある場合には、イ)～ヘ)に掲げる書類以外の書類

③ 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室

[別紙様式1]

輸 入 承 認 申 請 説 明 書

平成 年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

申請者（輸入者）

記名押印

又は署名

住 所 〒

電話番号

輸入の目的等		
輸 出 者	氏名又は企業名	
	住所及び連絡先	
	輸出する国 又は地域	
輸 入 し よ う と す る 貨 物	動物又は植物の 名称	(学名) (一般名)
	輸入時点の貨物の 状態等	(貨物名) (数量及び単位) 生・死
	出所の区分	野 生 ・ 繁 殖 ・ 条 約 適 用 前
	輸出許可書・ 再輸出証明書	(発行国) (発行日) (許可書・証明書番号) (原産地)
	販売（引渡）先	(氏名又は企業名) (住所及び連絡先) 〒 TEL (販売又は引渡開始予定日) 平成 年 月 日

(注) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2. 記載事項は、やむを得ない場合には英語で記載しても差し支えありません。

[別紙様式2]

学 術 研 究 用 の 使 用 誓 約 書

平成 年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

氏名又は企業名

代 表 者 名

記名押印又は署名

所 在 地

電 話 番 号

担 当 者 名

- 1 下記（１）～（３）の商品は、下記のとおり学術研究用として使用するものです。
なお、当該品は学術研究用以外には使用しないことを誓約します。

（１）商 品 名

（２）関税率表の番号等

（３）数 量 匹（又は個数）

（４）研究計画（目的、内容、場所、期間、研究成果の発表方法等）

- 2 当該商品の輸入は、次のものに委託しました。

（１）会 社 名

（２）所 在 地

- （注） 1. 1の（４）の研究計画は別紙としても差し支えありません。
2. 誓約者と輸入者が同一の場合は、2に記載する必要はありません。
3. この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

[別紙様式3]

輸 入 状 況 報 告 書

平成 年 月 日

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
貿易審査課野生動植物貿易審査室 御中

氏名又は企業名
代 表 者 名 記名押印又は署名
所 在 地
電 話 番 号
担 当 者 名

下記のとおり輸入通関しましたので、輸入注意事項19第4号の5の(2)に基づき報告します。

記

商 品 名 :

関税率表の番号等 :

輸 出 国 :

輸入承認証番号 :

承 認 年 月 日 :

通 関 年 月 日 :

通 関 数 量 :

- (注) 1. この報告書には、輸入承認証の写しを添付してください。
2. この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

[別紙様式4]

引 渡 報 告 書

平成 年 月 日

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
貿易審査課野生動植物貿易審査室 御中

氏名又は企業名
代 表 者 名 記名押印又は署名
所 在 地
電 話 番 号
担 当 者 名

下記のとおり引き渡しましたので、輸入注意事項19第4号の5の(4)の②又は(5)に基づき報告します。

記

商 品 名 :

関税率表の番号等 :

引 渡 年 月 日 :

引 渡 先 :

引 渡 数 量 :

輸入承認証の番号 :

承 認 年 月 日 :

通 関 年 月 日 :

通 関 数 量 :

- (注) 1. この報告書には、当該商品の販売(引渡)を証する書類の写し(受領書等)を添付してください。
2. この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

[別紙様式5]

輸 入 申 請 手 続 代 行 証 明 書

平成 年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

氏名又は企業名

代 表 者 名

記名押印又は署名

所 在 地

電 話 番 号

担 当 者 名

下記の貨物の輸入申請手続を以下の者に依頼したことを証明します。

記

1. 貨 物

(1) 貨物名及び学術名

(2) 関税率表の番号等

(3) 数 量 頭／羽／匹／個／その他 ()

2. 依 頼 先

(1) 氏名又は企業名

(2) 代 表 者 名

(3) 所 在 地

(4) 電 話 番 号

(5) 担 当 者 名

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

[別紙様式6]

移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容証明書

移動動物園、サーカス、動物展、植物展 その他の移動する展示会の名称	
主催者の氏名及び住所	
開催場所（住所）及び開催期間	
動植物の名称及び数量	(学名) (英名) (和名) (数量)
輸入予定年月日及び輸入予定港	
再輸出予定年月日	

(注) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

[別紙様式 7]

内 容 変 更 承 認 申 請 書

平成 年 月 日

経 済 産 業 大 臣 殿

申請者名 _____

記名押印

又は署名 _____

住 所 _____

電話番号

及び担当者名 _____

次の輸入承認証の変更の承認を申請します。

1. 輸入承認証の内容

(1) 承認番号

(2) 承認年月日

2. 変更申請の内容

原承認の内容	変更後の内容

3. 変更理由

申請のあった上記の内容変更については承認する。

※経済産業大臣の記名押印

資 格 _____

記名押印 _____

(注) 1. 本申請書の大きさはA列4番とすること。

2. 本申請書に記載しきれない場合は、適宜別紙として添付すること。

3. ※印のある欄には記入しないこと。